

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

- 1 水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 国土交通省水管理・国土保全局治水課長

構成員 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

金融庁監督局保険課長

こども家庭庁長官官房総務課危機管理対策室長

総務省大臣官房企画課長

消防庁国民保護・防災部防災課長

財務省理財局国有財産業務課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

林野庁森林整備部治山課長

海岸関係省庁（※）担当課長

（※）農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、

国土交通省水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課

経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長

中小企業庁経営支援部経営安定対策室長

気象庁大気海洋部気象リスク対策課長

環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室長

- 3 会議の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5 本会議は冒頭のみ公開とし、会議資料は原則として公開とする。